

育児休業等給付

出生時育児休業給付金

● 支給上限額 (支給率67%) 294,344円 → 302,223円

育児休業給付金

● 支給上限額 (支給率67%) 315,369円 → 323,811円
(支給率50%) 235,350円 → 241,650円

出生後休業支援給付金

● 支給上限額 (支給率13%) 57,111円 → 58,640円

育児時短就業給付金（令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更）

● 支給限度額 459,000円 → 471,393円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（471,393円）以上であるときには、育児時短就業給付は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**471,393円 - (支給対象月に支払われた賃金額)** が支給額となります。

● 最低限度額 2,295円 → 2,411円

育児時短就業給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

● 休業開始時または時短就業開始時の賃金月額

上限額 470,700円 → 483,300円 下限額 86,070円 → 90,420円

休業開始時または時短就業開始時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。



地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

全国加重平均額		
最低賃金額(円)	1,121	(1,055)
引上げ額(円)	66	

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日

() 内は、令和6年に改定された最低賃金額

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！ 最低賃金に関する特設サイト



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



所報

かなはら

令和7年 11月

社会保険労務士法人
金原事務所

事業主の皆さまへ

特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)のご案内

厚生労働省では、いわゆる就職氷河期世代を含む中高齢者の方々の中において、

- 不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働いている)方
- 仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
- 学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方

などの方々を、正規雇用労働者※として採用いただくことへの支援として、特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)が創設されました。

※「正規雇用労働者」とは

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
- ② 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

等の要件を満たした労働者である必要があります。なお、短時間正社員等の場合でも正規雇用労働者です。

<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

合計助成額	支払い方法
60万円(50万円)	30万円(25万円)×2期 ()内は大企業に対する支給額

<対象となる労働者> 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れの日において①～⑤のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」という)の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	35歳から60歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下である方 ※ 正規雇用労働者として雇用された期間とは、①及び②に該当する場合を含みます。 ① 以下のa又はbに該当すること a 自営業者等(個人事業主・フリーランス等) b 業務独占資格(※)を有し資格に基づく就労をしていた者 ② 正社員と同等以上の能力が必要な仕事をしていた期間 (この間、雇用保険被保険者だったか否かは問いません) ただし、就労したい職種でこれまでの専門知識等を活かさない場合は上記期間から除きます。
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※「業務独占資格」とは、法令によって、その資格を有する者でなければ携わることが禁じられている業務を、独占的に行うことができる免許・資格をいいます。具体的には、看護師、社会保険労務士、電気工事士、大型自動車第一種・第二種免許等の資格や免許が該当します。なお、普通自動車免許は、業務独占資格に該当しますが、本要件には含めません。

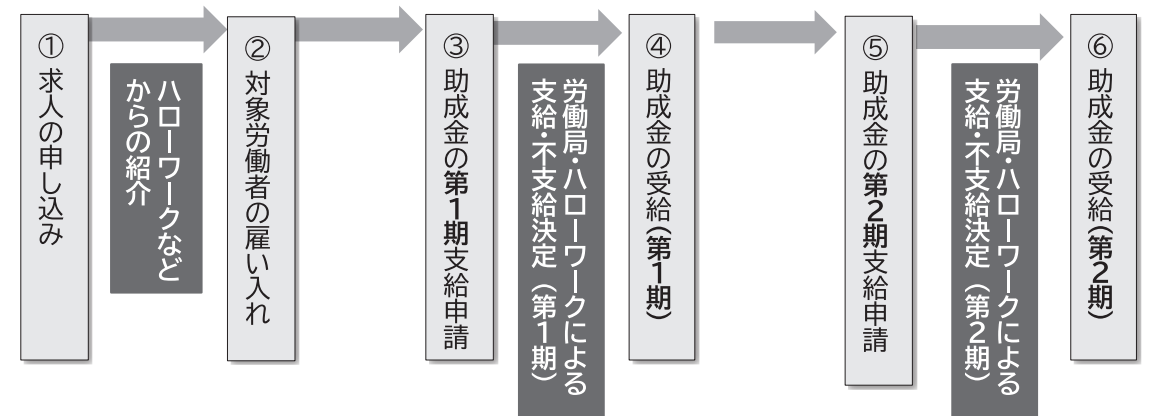
<対象となる事業主> 下表①～⑥のすべてを満たす事業主が助成金の対象となります

①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者として雇用することが確実であると認められること
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間という。」）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと
④	対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）の支給決定がなされた者（※）を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと （※）対象労働者種別が同一の特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給決定がなされた者を含みます。
⑤	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6％を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑥	対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳、当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿などを整備・保管していること

注）上記を満たす事業主であっても、以下に該当する場合などは助成金が支給されません

- ・ハローワーク等からの紹介以前に、雇入れに向けた選考を開始していた場合
- ・雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者と雇用、請負等の関係や、出向、派遣等の関係にあった者を雇い入れた場合
- ・対象労働者が、雇入れをする事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族である場合
- ・支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ・ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇い入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合など

<雇い入れから支給申請までの流れ>



◆支給にあたっては、ここに掲載している要件の他にも、条件などがあります。
◆支給申請書等、各種様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index00057.html
また、e-Govを通じた電子申請も可能です。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index00037.html
※e-Govによる申請時には「就職氷河期世代安定雇用実現コース」を選択して申請します。
◆デジタル・グリーン分野（成長分野）の業務に従事させる事業主が、本コースの対象となる労働者を雇い入れ、人材育成や、職場定着に取り組む場合 又は、人材開発支援助成金を活用した教育訓練を実施した上で雇い入れから3年以内に5％の賃上げを実施した場合 本コースの1.5倍の助成額を支給する特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html
◆ご不明な点について金原事務所にお尋ねください。

高年齢雇用継続給付金

介護休業給付金

育児休業等給付

令和7年8月1日から支給限度額が変更になりました。
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付については、支給限度額を設定しており、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、その額を変更します。これに伴い、各給付の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。

高年齢雇用継続給付金（令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 376,750円 → 386,922円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（386,922円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付金は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**386,922円 –（支給対象月に支払われた賃金額）**が支給額となります。
- **最低限度額** 2,295円 → 2,411円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。
- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額	494,700円	→	508,200円
下限額	86,070円	→	90,420円

60歳到達時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。



介護休業給付金

- **支給限度額** 上限額 347,127円 → 356,574円
- **休業開始時の賃金月額**

上限額	518,100円	→	532,200円
下限額	86,070円	→	90,420円

休業開始時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。